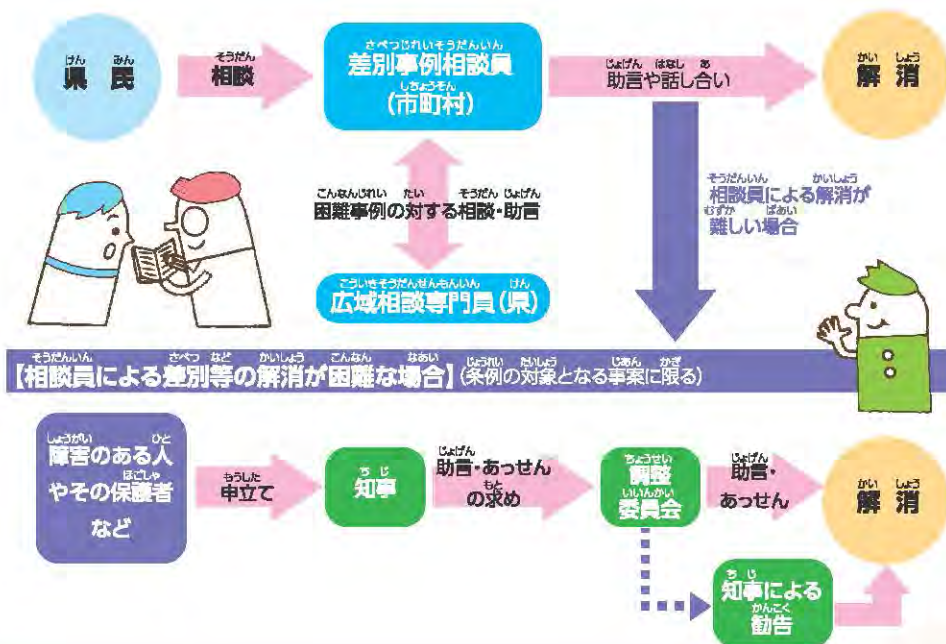


差別等を解消するための支援

障害を理由とする差別等にあたる行為があった場合は、障害のある人とない人との間に新たな摩擦が生まれたりしないよう、第三者的立場の相談員を交えた話し合いや、調整委員会の助言、あっせんに基づく当事者による自主的な解決を図ることとしています。

【相談員による差別等の解消】



おしえてQ&A

どこに相談すればよいのですか？

まずは、お住まいの市町村の担当窓口で電話などでお問い合わせください。その内容に応じて適切な相談窓口が紹介されます。障害のある人をはじめ、家族、支援者など、誰でも相談することができます。また、差別と考えられる事案のほか、自らの行為が差別にあたるのかなども、

この条例に基づく差別事例相談員や広域相談専門員がご相談に応じます。ひとりで悩まず安心してご相談ください。

障害を理由として合理的配慮をしないと、どんな場合でも「差別」となるのですか？

一見、差別に当たると思われる行為であったとしても、「客観的に正当かつやむを得ないと認められる特別な事情」がある場合は差別には当たりません。また、「合理的配慮」についても、障害のある人等から求めがあっても、「社会通念上相当と認められる範囲を超えた過度な負担」となり応じることができない場合は、差別には当たりません。

しかし、これらの事情は、障害のある人から対応を求められた側が説明しなければなりません。

わたしにもできることはありますか？

障害のある人もない人も共に社会をつくる仲間です。一緒に社会をつくる仲間として障害のある人に対しても障害のない人と同じような気持ちをもって接してください。ただ障害のある人は障害のない人が気づかない社会的障壁（バリア）のために困っているのかもしれない。勝手な思い込みや判断をしないで、まずはどんな助けを必要としているか、よく聞いてみましょう。

(例：○「お座りになりますか？」 ×「どうぞお座りください。」)

障害を理由に差別をした場合には罰則がありますか？

罰則はありません。差別に関するトラブルが発生した場合は、障害のある人とない人との間で話し合いにより円満な解決を図ってもらうことを基本としています。この条例では、それをサポートするために相談体制が整備されています。